

議会だより ふたば

第124号
平成30年9月

発行：双葉郡双葉町議会
編集：双葉町議会報編集委員会
〒974-8212
福島県いわき市東田町二丁目19番地の4
☎ (0246) 84-5200 (代表)



磐線双葉駅橋上化及び自由通路新設工事 起工式。
平成30年8月6日



主な内容

平成30年第2回定例会

- ・このようなことが決まりました…P 2～4
- ・一般質問……………P 5～11

平成30年第2回臨時会……………P 4

平成30年第3回臨時会……………P 12

議会のうごき……………P 12

写真：常磐線双葉駅橋上化
及び自由通路新設工事起工式 8月6日

が決められました

平成29年度繰越予算の報告

総額 7億5,398万6,218円

平成30年第2回議会定例会は、6月13日と14日の2日間の日程で開かれました。条例の制定・改正、補正予算などが提出され、いずれも原案のとおり可決されました。内容は次のとおりです。

事業名	繰越額
中野地区復興産業拠点整備事業	660円
勿来酒井団地商業施設外装等整備事業	628万5千円
勿来酒井団地商業施設運営事業	2,250万円
産業交流センター整備事業（基本設計・実施設計）	1億2,230万9千円
双葉駅西地区住宅団地等整備事業（基本設計）	7,092万4,080円
双葉駅自由通路等整備事業（基本設計）	2,420万円
共同墓地整備事業	1億6,342万4千円
常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業	3億1,934万3,478円
公共下水道事業全体計画・事業計画策定事業	2,500万円

【人事】

～農業委員会委員の任命同意～

- ・泉田健一氏(鴻草)
- ・高木幸恵氏(下条)
- ・澤上 榮氏(羽鳥)
- ・西尾富雄氏(渋川)
- ・吉田晴男氏(鴻草)
- ・木幡 治氏(羽鳥)
- ・鵜沼久江氏(細谷)
- ・大橋利一氏(細谷)

～人権擁護委員の推薦～

- ・北崎周子氏(羽鳥)

【主な補正予算】～追加補正～

- ・町外拠点交流イベント事業補助金
300万円
- ・避難農業者経営再開支援事業補助金
637万5千円
- ・町道等全般補修工事
700万円
- ・双葉町地域防災計画等策定業務委託料
1,200万円

第2回 定例会

6月13日・14日

このようなこと

双葉町企業誘致条例の制定

双葉町内への企業立地を促進するため、町独自の支援を実施。

【支援の三本柱】

- ・ 操業奨励金（基礎奨励金、特別奨励金）
- ・ 雇用促進奨励金
- ・ 土地使用料の免除

	操業奨励金		雇用促進奨励金	土地使用料の免除
	①基礎奨励金	②特別奨励金		
対象	事務所、試験研究施設、研修施設、物流業務施設、工場その他これらに類する施設を新設又は再開した事業者であり、以下の要件を満たすもの (1) 投下固定資本総額500万円以上 (2) 常時使用従業員数2人以上	試験研究施設、研修施設又は工場であってイノベーションコースト構想の重点分野(廃炉、ロボット、エネルギー、環境・リサイクル、農林水産業等)に係るものその他これらに類するもの(特定施設)を新設又は再開した事業者であり、以下の要件を満たすもの (1) 投下固定資本総額5,000万円以上 (2) 常時使用従業員数20人以上	新設又は再開した事業所等において、事業開始から1月を経過した日において「町内に住所」を有する従業員を雇用しており、かつ、当該従業員を翌年の同日まで継続雇用した事業者 要件を満たす従業員1人につき「10万円」とし、限度額500万円 【特例措置】 平成34年までの間において事業所等を新設又は再開した場合、 「町内に住所又は平成23年3月11日において町内に住所」、「1名につき10万円→30万円」とする。	中野地区復興産業拠点への進出企業
支援内容	新設又は再開に係る事業所等延床面積 ×1,000円/㎡	新設又は再開に係る事業所等延床面積 ×9,000円/㎡		町長が定める期間、当該土地の使用料を免除(具体的には3年間程度の賃料の免除を想定)

※操業奨励金は、1事業者あたり、①+②の合計額3,000万円を限度額とする。

双葉町国民健康保険税条例の一部改正

平成30年度の保険税算定のため、双葉町国民健康保険運営協議会の答申を受け、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの税率改正を行うものです。

福島県より示された確定納付金を基に試算した税額は右の表のとおりです。

税額 (確定納付金)	平成30年度	平成29年度
		303,417,651円
1世帯平均	217,819円	173,226円
1人平均	123,727円	101,915円

6月定例会の採決状況

件 名		議決結果
平成29年度双葉町一般会計継続費繰越しの報告について		報 告
平成29年度双葉町一般会計繰越明許費繰越しの報告について		報 告
平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越しの報告について		報 告
双葉町企業誘致条例の制定について	賛成 5 反対 2	原案可決
工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について		原案可決
双葉町農業委員会の委員の定数の過半数を認定農業者又はこれに準ずる者とする事について		原案可決
双葉町農業委員会の委員の任命について（同一議案8件）		同 意
双葉町国民健康保険税条例の一部改正について		原案可決
双葉町墓地条例の一部改正について		原案可決
平成30年度双葉町一般会計補正予算（第2号）	総額149億9,298万円5千円	原案可決
人権擁護委員の推薦につき意見を求める事について		適任答申

第2回臨時会 5月24日 議案と採決状況

件 名		議決結果
(専決) 平成29年度双葉町一般会計補正予算（第7号）	総額185億7,182万円	承 認
(専決) 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	総額16億1,736万円	承 認
(専決) 平成29年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第4号）	総額11億5,937万円	承 認
(専決) 双葉町税条例の一部改正について		承 認
(専決) 双葉町国民健康保険税条例の一部改正について		承 認
土地の取得について（中野地区復興産業拠点用地34,832.41㎡を取得）		原案可決
常磐線双葉駅東西自由通路及び橋上駅舎整備に係る協定の締結について （東日本旅客鉄道株式会社水戸支社と17億7,363万5千円で契約）		原案可決
平成30年度双葉町一般会計補正予算（第1号）	総額149億5,177万4千円	原案可決

議員7名が質問

一般質問

町政を

問う

清川泰弘 議員

1. 双葉町の今後の固定資産税の課税について

石田 翼 議員

1. 復興再生の加速化と世代を超えた町民の帰属意識について

羽山君子 議員

1. 復興公営住宅の家賃について
2. 配食サービスについて
3. 住民登録等の取り扱いについて
4. JR常磐線の利便性向上について
5. 中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について

尾形彰宏 議員

1. 避難指示解除後の固定資産税のあり方について
2. 中野地区復興産業拠点用地の元地権者への対応について
3. 人口推移と慶弔情報の公開について

岩本久人 議員

1. 補償・賠償について
2. 特定復興再生拠点内家屋対策について
3. 町民のコミュニティ支援について

菅野博紀 議員

1. 避難生活について
2. 双葉町復興まちづくりについて
3. 補償・賠償について
4. 中間貯蔵施設について

高萩文孝 議員

1. 特定復興再生拠点の整備状況について
2. 復興まちづくり会社と双葉町役場機能回復について
3. 中野地区復興産業拠点について
4. 中間貯蔵施設について



【一般質問とは】

議員が町の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信をたずめます。

双葉町の今後の固定資産税の課税



清川 泰弘 議員

問 帰還困難区域等が解除された場合、固定資産税を課税するのか。

答 先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、検討を進めていく。

町長 現在、町内の土地及び家屋に対する固定資産税は、「原子力発電所の事故に係る避難指示区域内の町長が指定する区域内の土地及び家屋について、固定資産税を課さないものとする」とした地方税法の規定により、課税が免除されています。一方で、地方税法では、避難指示解除後の固定資産税については、「避難指示の対象となった区域のうち、新たに避難指示が解除された区域の土地及び家屋に係る固定資産税については、原則、解除から3年度分まで、2分の1に相当する額を減額し課税する」とも規定しております。

固定資産税課税の時期につきましては、今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標時期

質問 今後、帰還困難区域等が解除された場合、町は固定資産税を課税するのか、また、課税する場合はいつから、その課税額はどの位になるのか。

	楡葉町	富岡町	川内村	浪江町	葛尾村
避難指示解除日	H27.9.5	H29.4.1	H28.6.14	H29.3.31	H28.6.12
課税開始年度	28年度	30年度	29年度	30年度	29年度

郡内町村固定資産税（土地・家屋）課税状況

を踏まえつつ、当町に先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、不平等・不公平が生じないように十分配慮し、検討を進めて参りたいと考えています。

復興再生の加速化と世代を超えた町民の帰属意識



石田 翼 議員

問 町の復興に従事する人々や一時帰宅に滞在できる施設の整備の加速化をはかれないか。

答 町としても、施設の整備を急ぐ必要があると考えている。

教育長 施設の被害状況を調査するとともに、避難指示解除後の帰還人口やその構成を見据えながら、その再開に向けた準備を進めて参りたいと考えています。

質問 図書館、歴史民俗資料館周辺の除染を行い、施設の再開をする考えは。

町長 「特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定後、町内の復興が加速度的に進んでいます。町としても、施設の整備を急ぐ必要があると考えており、駅前コミュニティセンターや、民間が国道六号沿いに整備した休憩施設に加え、中野地区の産業交流センターや、駅西地区の官民複合施設等の整備に、全力で取り組んでいるところであります。

質問 町の復興に従事する人々や一時帰宅に滞在できる施設の整備の加速化をはかれないか。

ます。タブレットなどを利用して、全国に避難している子供はもとより町民に双葉の歴史・文化を紹介していきたいと考えています。

質問 町の史跡や由緒ある建物の維持管理についての対応は。

教育長 指定文化財等につきましては、定期的現地確認を実施し状況把握を行っております。今のところ大きな修繕を要するような事案は出ておりません。今後も双葉町文化財調査員と共に継続して管理していきます。

個人所有の歴史的な建造物に関しては、所有者の意向をくみながら、専門家の意見を頂くなどし、双葉町文化財調査委員会に諮りながら保存について検討して参ります。

復興公営住宅の家賃

問 入居者の家賃低減対策の延長を今のうちに県や国に要望する必要があると考えるが。

答 町民の中には真に生活に困窮している方もいる事の現状を踏まえ、「特別低減」の延長を関係機関へ要望していく。



羽山君子 議員

質問

復興公営住宅入居者の家賃低減対策の延長を県や国へ要望する必要があると考えるが。

町長

家賃については「東日本大震災特別家賃低減事業に伴う激変緩和措置」が採られており、特に収入が低い被災世帯を対象にさらに低減しています。

この特別低減は「建物の管理開始」から10年間の適用となっており、6年目以降は「低減額」が段階的に減少し、11年目以降は通常家賃となります。町民の中には真に生活に困窮している方もいる事の現状を踏まえ、特別低減の延長を国、県等、関係機関へしっかりと要望して参ります。

配食サービス

質問

65歳以上の一人暮らしや高齢者のみの世帯、心身の障がいや調理困難な

方の世帯に対し、社会福祉協議会等を通じた配食サービスの実施が必要ではないか。

町長

町外復興拠点として、いわき市勿来酒井地区に復興公営住宅とともに高齢者等サポート施設「双葉町サポートセンターひだまり」、さらに双葉郡立診療所も併設されました。ひだまりには、町社会福祉協議会の事務所が設置され、運用が開始されています。

全国に避難が継続している現状では、県内外問わず、公平なサービスを提供することは、難しい状況にあり、仮にひだまりで配食サービスが実施されるとしても提供地域はいわき市勿来地区の一部に限られてしまいます。

このような状況を踏まえ、今後、社会福祉協議会や関係機関と、現実として公平な配食サービスの提供が可能かどうか検討していきたいと考えています。

住民登録・法人登録

質問

中間貯蔵施設の整備や特定復興再生拠点の整備に協力いただいた方々の住民登録の取り扱いは。

町長

町内転居希望先が帰還困難区域等に指定されている間は、現在の住民票をそのままにすることができるとした、「東日本大震災等に係る住民票の取り扱いに関する特例規程」を昨年9月に制定しています。

質問

土地及び建物、会社や事業所があった場合の営業権・法人登録の取り扱い。

町長

登記内容は実態に合わせる事が原則であり、法人の場合であっても、会社法第909条において、「この法律の規定により登記した事項に変更が生じ、又はその事項が消滅したときは、当事者

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金

質問

中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円の対象事業9項目の算定内訳は。また、交付金を町が受け入れることになった理由は。

町長

財源として活用できる対象事業は、双葉町、大熊町、福島県、国の間で協議を進め、決定されたものです。9項目については、あくまでも要綱に財源として使用できる対象事業として示されているものであり、町が必要とする9項目に係る経費を算定し積み上げて交付を受けたものではありませんので、ご理解をお願いします。

また、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金は、中間貯蔵施設を受け入れ、除去土壌等を30年間保管することに対して交付されているものと認識しております。

JR常磐線の利便性

質問

常磐線のスピードアップ化、複線化などを県国、JRへの要望する必要があると考えるが。

町長

福島県や周辺市町村と調整・連携しながら、機会を捉えて議論を深め、必要な取組みを行うよう国・JR東日本などに求めて参りたいと考えています。

避難指示解除後の固定資産税のあり方



尾形彰宏 議員

問 近隣町村では、避難指示解除後から、帰還の有無にかかわらず固定資産税の徴収が行われている。町の方針は。

答 先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、検討を進めていく。

質問

近隣町村では、避難指示解除後から、帰還の有無にかかわらず固定資産税の徴収が行われている。現時点での町の方針は。

町長

清川泰弘議員の質問にもお答えしましたが、避難指示解除後の固定資産税については、地方税法の規定で「避難指示の対象となった区域のうち、新たに避難指示が解除された区域の土地及び家屋に係る固定資産税については、原則、解除から3年度分まで、2分の1に相当する額を減額し課税する」とされています。

固定資産税課税の時期につきましては、今後の特定復興再生拠点区域の避難指示解除の目標時期を踏まえつつ、当町に先駆けて避難指示が解除された周辺自治体の例を参考にしながら、不平等・不公平が生じないように十分配慮し、検討を進めて参りたいと考えています。

中野地区復興産業拠点用地の元地権者

質問

元地権者の方が、土地売却後のフォローについてその有無を心配している。町復興のためとはいえ、農地の提供は双葉町の未来にとってマイナスとなるので、何か補償する考えはあるのか。

町長

中野地区復興産業拠点の用地取得において、地権者の方から売却する農地などの代替地の取得についてお申し出いただいた事例はありましたが、地権者の方のお考えなどにより、実際に代替地等の措置を行った事例は現在のところ1件もありません。

用地取得にあたっては、今後とも、地権者の方のご意向やご希望を真摯にお聞きし、お一人お一人に寄り添った丁寧な対応を心掛けて参ります。

人口推移と慶弔情報の公開

質問

慶弔に関する情報の公開について、その現状はどうなっているのか。

町長

町では慶弔に関する情報として、広報ふたばにおいて出生と死亡に関する情報を掲載しております。掲載するにあたっては、平成15年の個人情報保護法の成立により、個人情報取り扱いには細心の注意を払い、ご家族やご遺族に連絡を取り、了承の得られた方のみ掲載をしています。

出生の場合は氏名、生年月日、保護者の氏名、行政区を、死亡の場合は、氏名、年齢、死亡日、行政区の記載をしています。

震災以降、戸籍の届出については、避難先自治体に提出される場合が多く、双葉町にその情報が届くまでには、自治体によって違いがあるものの1週間から2週間くらい

かかる状況です。

また、タブレット端末においては、ふたばアプリの「ふくしまニュース」において福島県内の新聞に掲載されたお悔やみ情報を毎日見ることができるようになっています。

双葉町に住民票がある方で県外に避難されている方の情報も遺族の希望により掲載されています。



質問

政区単位でその数の推移や年齢公開など限定範囲で公開してはどうか。

町長

現在、町公式ホーム

ページには町の人口と世帯数を毎月掲載しておりますが、町の住基システムでは現在の17行政区ごとには分けられておりませんので、行政区単位での人数、世帯数は掲載しておりません。

年齢公開については、毎月の広報ふたばに了承を得られた方のみ年齢も掲載していますので、個人情報尊重するうえでこれ以上の公開は差し控えたいと考えております。

質問

「詳細は行政区長にて問い合わせ、ご確認をと」表記し、区長会に相談をして検討しては。

町長

慶弔に関する情報の公開については、町が保有する個人情報、町が保護することになっていきますので、これまで同様、家族などの同意を得られた方のみ、広報ふたばとタブレット端末で情報公開することを考えておりますので、ご理解をお願いします。

岩本久人
議員



補償・賠償

問 東京電力の補償・賠償が進んでいない方々の町の対応は。

答 国・東京電力に対して、被害者に対する誠意ある説明の徹底、被害実態に即した確実かつ適切な賠償の実施を求めている。

質問
東京電力からの補償・賠償の進んでいない方々への町としての対応は。

町長
東京電力において未請求者解消のための架電や戸別訪問のほか、これまで仮設住宅における説明会等を実施し、町民の方々への説明や請求書作成支援が行われていました。

町としましては、国・東京電力に対して、被害者に対する誠意ある説明の徹底、被害実態に即した確実かつ適切な賠償の実施を求めているとともに、町ホームページや広報紙等において東京電力が公表する原子力損害賠償に関する情報、原子力損害賠償・廃炉等支援機構や福島県弁護士会の相談会の周知、また、町にお問い合わせていただいた方の東京電力への橋渡し・請求に関する疑問や課題解決等に努めています。今後国・県・関係機関と連携し、賠償請求についてお困りの方や未請

求の解消に向けて鋭意取り組んで参ります。

質問
中間貯蔵施設地権者として環境省と補償交渉が進んでいない方々への町としての対応は。

町長
町では、価格交渉に関与することはできませんが、環境省に対しては、一人一人を確実に訪ねて丁寧な説明を行うことはもちろん、物件調査等の進捗状況の連絡や、生活再建に係る相談など、地権者に寄り添った対応を行うような機会があるごとに求めています。

町としましては、地権者の方々からの要望や疑義事項への対応を求めるとともに、引き続き、弁護士による相談窓口を役場内に開設し、地権者の方々が抱える不安や諸問題に対処しているところです。今後環境省に対しては誠意ある対応を求めて参ります。

特定復興再生拠点内の家屋対策

質問
町の今後の家屋対策として、家屋改修費や清掃費などの補助制度を設置する考えがあるか。

町長
すでに避難指示解除が進んでいる周辺自治体においても、ご指摘の住宅清掃等に対する補助の制度化が進んでいると認識しておりますので、当町としても、今後、町への帰還に向けた取組みが本格化する中、そのような補助の制度化について、周辺自治体の例を見ながら検討を進める必要があると考えております。

町民のコミュニティ支援

質問
県内外の交流拠点施設の現状と今後のコミュニティ支援活動について。

町長
県内に2カ所、県外に1カ所で合計3カ所を交流施設として設置しています。

平成29年度利用者数は、いわきの「ふたばーく」1,792人、郡山の「せんだん広場」では延べ2,000人、埼玉県加須市の「ふたば交流広場」で1,644人となっております。

コミュニティ支援員については、今年度より委託業者が変わったことで

顔ぶれも一新されましたが、支援活動についてはこれまで同様、県内外にわたり活動していただく予定です。

しかし、避難生活も7年を経過している事で町民の支援に対するニーズ内容にも少しずつ変化が見受けられ、真に必要な支援を町民に寄り添い、模索、検証しながらコミュニティ支援活動を実施していくことが大切であると考えます。



埼玉県加須市「ふたば交流広場」

避難生活

菅野博紀 議員



問 復興公営住宅や借り上げ住宅の家賃について入居者に意見を聞いているのか。

答 今後復興公営住宅に入居する場合、県の家賃支援事業に該当するのか否かとの問い合わせは有る。

質問
避難費用及び精神的損害の賠償も昨年で終わり、生活保護を受給される方も出てきている。現在の受給者数は。

町長
現在、生活保護を受給されている方は、2世帯で2名となっています。

質問
復興公営住宅や借り上げ住宅の家賃について、入居者に意見を聞いているのか。

町長
東電の家賃賠償が終了した今年度からは、県の「家賃等支援事業制度」に移行されます。国、県との粘り強い協議の結果、平成30年4月1日から平成31年3月31日の間に応急仮設住宅から転居した世帯も家賃等支援の対象とする考えが示されました。

入居者に意見を聞いているのかについては、今後復興公営住宅に入居する場合、県の家賃支援事業に該当するのか否かと

の問い合わせが有る事は聞いていますが、家賃の問い合わせについては直接的には聞いておりません。

当町は避難指示が継続されている状況ですので、先行解除の町村との特殊性に鑑み、同列に扱う事の無いように引き続き家賃支援事業の制度存続について強く要望して参ります。

復興まちづくり

質問

復興まちづくり計画には、帰還環境の整備イメージ図だけで、はっきりとした用地の範囲は示されていない。行政が土地家屋を買い取る範囲を早期に示せ。

町長
今年3月に都市計画決定を行った「双葉駅西側地区一団地の復興再生拠点市街地形成施設」の区域約23・9haを予定しており、双葉駅周辺を中心にこの区域の一部を対象に県から事業認可を取得

した上で、地権者の皆様等に用地面でのご協力をお願いして参りたいと考えています。

質問
原子力発電所の収束作業と帰還時期の考え方は。

町長
福島第一原子力発電所の廃炉については、資源エネルギー庁、原子力規制委員会の指導・監督も受けながら着実に作業が進められており、町も県はじめ関係機関と連携しながら、作業の安全監視に努めています。

安全かつ着実な廃炉の実施を国や東京電力に引き続き強く求め、また、今後とも国や県と連携して廃炉作業の監視を続けることにも、「特定復興再生拠点区域復興再生計画」で掲げた目標の達成に向け、復興まちづくりの早期具現化についても着実に取り組んで参ります。

補償・賠償

質問

現時点で将来も含め、個人・企業に対する補償・賠償の継続については示されていない。中間指針にも補償・賠償についても終期の明記はない。今後の対応は。

町長
町としては、「個人・企業問わず、中間指針があらゆる賠償項目の終期を一元的に示しているものではなく、東京電力は真摯に対応するべきである」との解釈の下、これまでも国・東京電力に対して、被害者の事情が複雑化・個別化する中でその事情を懇切丁寧に伺い、被害の実態に即した確実かつ適切な賠償並びに生活再建支援策を実施するよう、求め続けておられます。

引き続き、関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、生活再建支援の継続した充実について粘り強く求め続けて参ります。

中間貯蔵施設

質問

町有地については、地上権設定を原則として契約する方針が示されているが、町有地は町民のものであり、国は町民の納得できる町有地取得の条件を示すべきと考えられるが。

町長
中間貯蔵施設建設に係る町有地の提供に際しましては、町民の安全安心の確保を最優先に、除去土壌等の安全な輸送及び施設の安全管理対策の徹底をさらに環境省に求めて参ります。

契約締結に向けた、個別の土地ごとの物件調査と立木、工作物等補償額の算定を環境省が進めているところです。今後、補償額の算定後、具体的な契約の協議に入ることとしています。

高萩文孝 議員



特定復興再生拠点の整備状況

問 特定復興再生拠点内の除染・解体が始まっている。現在の進捗状況と今後のスケジュールは。

答 復興シンボル軸沿いの区域については、除染、解体作業が始まっている。

復興再生拠点区域復興再生計画を円滑かつ確実に実施するために設置された国・県・町の関係者で構成される特定復興再生拠

質問 特定復興再生拠点内の除染・解体が始まっている。現在の進捗状況と今後のスケジュールは。

町長 現在、復興シンボル軸沿いの区域と、双葉駅東側を中心とする「まちなか再生ゾーン」約90ヘクタールの区域の除染・解体が環境省から発注されており

復興シンボル軸沿いの区域については、すでに除染作業が始まっております。「まちなか再生ゾーン」内の家屋の除染・解体については、現在、その同意取得作業が進められており、同意が取れた宅地の一部で解体作業が始まっております。

点整備推進会議等で引き続き丁寧かつ迅速な対応を行うよう求めて参ります。

復興まちづくり会社と役場機能回復

質問

「復興まちづくり会社」の検討状況は。

町長

昨年度町で検討した事業内容等を具現化した組織の早期設立に向け、福島相双復興推進機構、いわゆる官民合同チームによる自治体支援制度を活用し、周辺事例の調査、関係者のコーディネート、全体のスケジュール管理、設立事務の補佐等の支援を申請することに決め、現在、関係の手続きを進めております。引き続き、今年度なるべく早期の設立を目指し、取り組みを進めて参ります。

質問 双葉町内での「役場機能の回復」の検討状況は。

町長

電気、水道等が使用可能となっている双葉町コミュニティセンターを第一候補として、活用が可能かどうかの検討を進めているところです。

現在、担当課で、役場機能を復旧するための課題の整理に取り組んでおります。町内での役場機能の回復の第一歩として、どのような窓口（機能）を設置するか、そのための必要人員や設備改修等の計画案の作成を進めているところであり、計画案がまとまり次第、役場内において検討組織を立ち上げていくこととしております。また、役場機能回復に向けて専門的に取り組む部署（「役場機能復旧準備室（仮称）」）を新たに設置することも考え、検討を進めているところです。

中野地区復興産業拠点

質問

中野地区復興産業拠点にどのような企業が何社程度立地する見込みなのか。

町長

約30社との面談を終えております。現在は、これら企業のうち、複数の地元企業を含め、町が提示した募集要項に照らし、事業計画、立地希望時期が条件に合うと見られる約20社と詳細協議を進めております。

質問

具体的にどのように立地が進むのか。

町長

いくつかの企業とはかなり詳細まで協議が進んでおります。今後、町で申請内容の審査を進めた上で、立地協定を締結し、賃貸契約その他の諸手続きを行い、事業用地をお渡しして行きたいと考えております。

中間貯蔵施設

質問

平成30年度の除染廃棄物等の輸送量は180万m³予定されている。町は安全確保のための取り組み強化を環境省に求めていくこととしているが、具体的な取り組みは。

町長

大きな取組の一つに、双葉厚生病院前ゲートへの車両集約化があります。昨年度から協議を環境省と継続して参りました結果、今年5月にETCゲートの設置が完了し、ゲートを通過する車両の確認が迅速に行われるようになったところで

輸送道路としての町道や農道の整備はもとより、一般車両への負荷平準化のための輸送時間の拡大、輸送時期の分散化、新たなゲート設置、さらには常磐自動車道の4車線化などを環境省等に求めているところです。

福島県町村議会議長会表彰

- ・町村議会議長6年以上在職
佐々木清一議長
 - ・町村議会議員11年以上在職
岩本久人副議長、高萩文孝議員、菅野博紀議員
- 4名の方が、自治功労者として表彰を受けられました。



第3回臨時会 7月19日

◆土地の売払いについて
中間貯蔵施設整備用地に供するため、「町有地33,259.16㎡」を7,572万3,123円で環境省と売払いの契約を締結する。
(原案可決 賛成5・反対2)

議会のうごき

- 8月**
- 1日 双葉町表彰審査会
 - 3日 議会全員協議会・議会報編集委員会
 - 4日 県中地区・東京ふれあい双葉会交流盆踊り大会
 - 6日 双葉駅橋上駅舎起工式
 - 11日 双葉町伝統祭り継承事業「盆踊り」
 - 22日 福島県町村議会正副議長・事務局長研修
 - 30日 双葉地方水道企業団議会定例会
 - 31日 議会運営委員会・議会全員協議会
 - 31日 双葉地方広域市町村圏組合議会定例会

- 7月**
- 5日 福島県原子力発電所所在町協議会総会
 - 9日 埼玉県加須市議会行政視察(双葉町内)
 - 11日 全国原子力発電所立地市町村議会議長会総会
 - 18日 相馬建設促進期成同盟会総会
 - 19日 平成30年第3回臨時会
 - 28日 議会運営委員会・議会全員協議会・議会報編集委員会
 - 31日 Jヴィレッジ再始動記念式典
 - 31日 高速自動車道建設促進期成同盟会合同大会・要望活動

- 6月**
- 2日 第5回双葉町民交流パークゴルフ大会
 - 4日 福島県町村議会議長会定期総会
 - 4日 双葉地方議会議長・事務局長合同会議
 - 6日 議会運営委員会、議会全員協議会
 - 10日 第69回全国植樹祭
 - 13日 平成30年第2回定例会
 - 23日 復興公営住宅勿来酒井団地オープンイベント
 - 25日 双葉町観光協会総会
 - 28日 北海道・東北各県町村議会議長会長及び事務局長双葉町内視察

平成30年、平成最後の夏はその日の最高気温がニュースになるほど、猛暑が続きました。
高校野球も100回の記念大会にふさわしく、熱い熱い戦いが繰り広げられました。このような記憶に残る出来事に負けないよう、編集委員会一致団結して、心をこめて議会だより124号を作成しました。
是非とも、御一読していただければ幸いです。
(高萩)

【編集委員会】

- | | |
|------|-------|
| 委員長 | 石田 翼 |
| 副委員長 | 尾形 彰宏 |
| 委員 | 高萩 文孝 |
| 委員 | 岩本 久人 |

編集後記

福島県町村議会広報研修会

平成30年5月23日

郡山市「ビッグパレットふくしま」において、県内議会広報編集委員を対象とした研修会が行われました。

